

# 三重大学内アルバイト募集基準

三重大学生活協同組合

\* 下記に該当する場合、三重大学内でのアルバイト募集は出来ませんのでご了承ください。

	具体例	理由及び参考事項
危険を伴うもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレス、ボール盤、裁断機等自動機械の操作</li> <li>・高電圧、高圧ガス等危険物の取扱(助手を含む)</li> <li>・自動車、バイクの運転、自転車による重量物(30kg以上)の配達</li> <li>・線路内や交通頻繁な路上での作業(測量、白線引き、交通整理)</li> <li>・土木、水道工事などの現場作業</li> <li>・建築中の現場作業、建物倒壊、残材片づけ作業、2階以上の高所での屋外作業</li> <li>・警備員(会場整理、誘導、受付は除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険事故が伴う</li> <li>・免許を必要とし、高度の危険度がある</li> <li>・最近の著しい交通状況から危険度も高く、また事故を起こした場合の経済的、精神的負担が重すぎ刑事責任まで負うことになる</li> <li>・落下物、転落などの危険度が大きい(内装工事は除く)</li> </ul>
人体に有害なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬、劇薬等有害な薬物の取扱</li> <li>・高温度、低温度の作業</li> <li>・塵埃、粉末、有害ガス、騒音等の著しい中での作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康上、人体に有害と考えられる</li> </ul>
法令に違反するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働争議に介入する恐れのあるもの</li> <li>・営利主義斡旋業者への仲介斡旋</li> <li>・マルチ、ネズミ講商法に関するもの</li> <li>・出来高払い(一定額の賃金の保証のないもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業安定法20条参照</li> <li>・職業安定法の趣旨(雇用関係の成立の斡旋)に反する</li> <li>・無限連鎖講の防止に関する法律参照</li> <li>・労働基準法27条参照</li> </ul>
教育的に好ましくないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭でのチラシ配り、ポスター貼り</li> <li>・不特定多数を対象とした街頭や訪問による調査</li> <li>・訪問販売、勧誘、専門に行う集金</li> <li>・競馬、競輪場等ギャンブル場内での現場作業</li> <li>・バー、スナック、パチンコ等風俗営業の現場作業</li> <li>・男性の長期継続の深夜作業(22時以降)</li> <li>・女性の住み込みと夜間作業(22時以降)</li> <li>・選挙の応援に関する一切の業務</li> <li>・スパイ行為に類する調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容的に問題があったり、無許可の場合が多い</li> <li>・相手側の了解が得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い</li> </ul> <p>・大学としては、特定の政党や候補者を応援することは望ましくない</p>
望ましくない求人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人命にかかわることが予想される業務</li> <li>・労働条件が不明確なもの</li> <li>・家庭教師を派遣する事業主への紹介</li> <li>・人員の限定を条件とするもの</li> <li>・何らかの利益を得るため、席取り等で並ぶこと</li> <li>・宗教の布教に関わる活動に関するもの</li> <li>・住宅の提供を前提としたもの</li> <li>・正当な理由なく採用しないことがしばしば繰り返されるもの</li> <li>・大学の判断により好ましくないと思われるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無資格の水泳指導員、監視員、ベビーシッター等</li> <li>・賃金、時間、場所、労働内容、支払い方法等に関することが明示されていないもの</li> <li>・10人中1人でも欠けると他の9人を不採用とするようなもの</li> </ul>